

特別養護老人ホームゆめが丘鶴寿園
短期入所生活介護重要事項説明書

重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人グリーンセンター福祉会
代表者	理事長 山本 宗大
設立年月	昭和53年8月
所在地	三重県伊賀市ゆめが丘2丁目1-3
電話番号	0595-48-6840
FAX番号	0595-48-6841
ホームページアドレス	http://www.green-center.or.jp
メールアドレス	info@green-center.or.jp
業務の概要 (定員)	グリーントピア名張〔三重県名張市東田原2745番地〕 ケアハウス(30)・特別養護老人ホーム(30)・短期入所生活介護(20)・グループホーム(9)・通所介護(25) 居宅介護支援事業
	おおやまだ鶴寿園〔三重県伊賀市真泥2066番地〕 特別養護老人ホーム(80)・短期入所生活介護(4)・通所介護(25)・居宅介護支援事業・高齢者ふくし相談室
	ゆめが丘鶴寿園〔三重県伊賀市ゆめが丘2丁目1-3〕 特別養護老人ホーム(80)・短期入所生活介護(18)・通所介護(25)・居宅介護支援事業

2 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホームゆめが丘鶴寿園 短期入所生活介護	
所在地	三重県伊賀市ゆめが丘2丁目1-3	
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	短期入所生活介護	三重県指定 2471201083号
管理者及び連絡先	管理者氏名	連絡先
	山下 豊	0595-48-6840
定員	18名(介護予防含む)	
通常の送迎実施地域	伊賀市及び名張市	

3 事業の運営方針

事業所の運営方針	・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 ・地域その他関係機関との綿密な連携に努めます。 ・食事について、ご利用者の健康等を十分把握し、食品衛生について十分配慮します。
----------	---

4 事業所の職員体制等

職 種	員 数	職務の内容
管理者(兼務)	1名	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
嘱託医(兼務)	1名	
生活相談員(兼務)	2名	ご利用者の生活支援、その他の短期入所生活介護の提供にあたります。
看護職員(兼務) (看護責任者他)	4名	ご利用者の健康管理、日常生活上の介護、介助、その他の短期入所生活介護の提供、また緊急時の対応にあたります。
介護職員	8名	ご利用者の健康保持、日常生活上の介護、介助、その他の短期入所生活介護の提供にあたります。
機能訓練指導員(兼務) (看護職員と兼務)	1名	ご利用者の心身等に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復、またその減退を防止するための訓練を実施します。
管理栄養士(兼務)	2名	給食管理、ご利用者の栄養指導にあたります。

5 営業日及び営業時間

サービス種類	営業日	時 間
短期入所生活介護	年中無休	

6 サービスの内容

短期入所生活介護計画に沿って、以下の必要なサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

種類	内容
食事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～ 個々に応じゆっくり、召し上がっていた 昼食 11:30～ だきます。 夕食 17:30～
排泄	・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・週2回の入浴または、清拭を行います。 ・ご利用者のご希望や身体状況、体調に応じて、個別浴槽、一般浴槽、機械浴槽を使用して入浴することができます。

離床、着替え、整容、 歯磨き、義歯洗浄等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝・夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるように、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練（日常生活動作に伴う）	・ご利用者の状況を考慮し、機能訓練に通じる日常生活動作を行っていただき、心身機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・看護職員が健康管理を行います。
相談及び援助	・ご利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送迎	・ご利用者の居宅、施設間の送迎を行います。ただし、ご利用者の居住地が事業所の送迎業務可能な地域とします。 （送迎時間） 午前 9：30～11：00 午後 2：30～ 4：00

〈サービス利用料〉

（１）別添料金表による。

（２）介護保険の介護給付の対象とならないサービス

○介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

食費	1,640円／日 (朝食360円、昼食(おやつを含む)640円、夕食640円)
滞在費	2,130円／日
理容サービス	実費 理容師の出張による理容サービス
材料費、 喫茶会費用	利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動にかかる材料費、また喫茶会費用は実費をいただきます。
テレビ使用料	50円／日
コンセント使用料 (1品目につき)	30円／日(個人で電気製品を持ち込み使用した場合) 但し、施設側がご入居者の心身の状況に応じて使用したり持ち込みを依頼した場合は、施設の判断とします。

注) 食費については、ご利用者の収入額などにより1,300円、1,000円、600円、300円、居住費についても、1,370円、880円となる減額措置があります。いずれも「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方が対象となります。

（３）支払い方法

利用料の支払い方法については、口座振替とします。当月分をご指定の口座より翌月20日（金融機関が休業となる場合は翌営業日）に引落しさせていただきます。

7 キャンセル

- (1) ご利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。

(連絡先) ゆめが丘鶴寿園

(電話) 0595-48-6840

- (2) ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までご連絡ください。

- * 夜間・早朝も常時職員がおりますので、中止するときはできるだけ早くご連絡ください。

当日の利用キャンセルは、午前9時30分までにお申し出頂けない場合、キャンセル料(食費)を申し受けますのでご了承ください。(ただし、ご利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。)

8 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

特別養護老人ホーム ゆめが丘鶴寿園 短期入所生活介護	(電話) 0595-48-6840 (対応時間) 平日8:30~17:30 (窓口担当者) 山下 豊
----------------------------------	--

○次の公的機関においても苦情申出等ができます。

伊賀市役所介護高齢福祉課	(電話) 0595-26-3939 (対応時間) 平日9:00~17:00
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	(電話) 059-222-4165 (対応時間) 平日9:00~17:00

○苦情に関しては、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じます。また、第三者委員を設置し、苦情解決に努めます。

9 緊急時等における対応

○ご利用者の容体に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医、又は協力機関へ連絡を行い必要な措置を講じるとともに、担当のケアマネージャーに連絡し、速やかに対応します。

10 事故発生時の対応

○サービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者の家族、市町村・県、担当のケアマネージャー等に連絡し、必要な措置を講じます。

○サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

○事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1.1 非常災害対策への対応

- 天災その他の災害が発生した場合には、職員はご利用者の避難等適切な措置を講じます。
- 非常災害に備え、ご利用者の状態や所在地の立地環境に見合った防災計画を立てておくとともに、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関係機関等との連携方法を確認し、年2回以上消火訓練、避難訓練、救出その他必要な訓練を行います。

1.2 虐待防止のための措置

- 当事業所は、利用者の人権擁護及び虐待等の防止のために責任者を選定し、職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修等、必要な措置を講じます。また、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に報告します。

1.3 身体拘束

- ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとします。

1.4 暴言・暴力・ハラスメントに関する事項

- 事業所は、ご利用者や職員に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を講じます。

1.5 衛生管理・感染症対策

- サービス提供に必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。
- サービス提供中において感染症又は食中毒が発生した場合は、医療機関と連携し、適切な措置を講じるとともに、保険者、保健所等の関係機関に報告を行うこととします。
- 事業所は、施設内において感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策として指針を整備します。
- 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.6 個人情報の保護

- 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、ご家族の秘密を第三者には漏らしません。また、退職し、職員でなくなった後においても、秘密を保持します。
- 医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- サービス担当者会議等で情報を使用する場合は、あらかじめ別紙にて同意を得ることとします。

17 サービスの利用に関する留意事項

サービス提供困難時について	事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合や、ご利用者に対し、自ら適正なサービスを提供する事が困難な場合には、サービス提供をお断りする場合があります。
居室・設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	基本的に全館禁煙とします。
迷惑行為	騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はしないでください。
宗教活動・政治活動	事業所内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わないでください。
非常災害対策	非常災害対策に可能な限り協力してください。
体調不良等によるサービスの中止・変更	体調不調の場合でサービス提供困難と事業所側で判断した場合は、ご家族、担当のケアマネージャーに連絡し、利用の中止をしていただく場合があります。
連絡事項	定期的に主治医を受診し、医師からの注意事項や体調の変化や服薬の変更がある場合は、必ずご連絡ください。
その他	現金及び貴重品はご持参しないでください。やむを得ない場合は担当者に申し出てください。 衛生管理上、食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

【説明確認書】

年 月 日

短期入所生活介護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 三重県伊賀市ゆめが丘2丁目1-3

事業者名 特別養護老人ホームゆめが丘鶴寿園
短期入所生活介護

説明者 印

短期入所生活介護契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

ご利用者 住所

氏名 印

立会人又は代理人

住所

氏名 印
(続柄)